



対象品目

■①から⑥の対象品目ごとに6分別してお出してください。雨の日でも収集します。

① 新聞・折込チラシ



片手で持ち上げられる量を**ひもで束ねて**お出してください。
または、新聞販売店で配られている透明もしくは半透明の新聞回収袋でお出してください。

② 段ボール



粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがし、**箱型のままではなく必ずおりたたんで**10枚程度までを**ひもで束ねて**お出してください。

※簡単に取れない金属製の留め具は外さなくてもかまいません。

③ 紙パック



水洗いして、切り開き、乾燥させてから、**ひもで束ねるか**、中身の見えるごみ袋に入れてお出してください。



紙パック マークのあるもの



④ 雑誌



●漫画本 ●単行本 ●カタログ ●教科書
●パンフレットなど
片手で持ち上げられる量を**ひもで束ねて**お出してください。

⑥ 衣類



●ジャケット ●シャツ ●ズボン
●セーター ●スカート ●着物など
洗濯し、乾かしてから、中身の見えるごみ袋に入れてお出してください。
雨などで衣類が濡れないよう袋の口をしっかりと閉じてお出してください。

引越しや大掃除などで一時的に多量に古紙・衣類を出される場合は、再生資源事業者に収集を依頼してください。(料金や収集条件については業者によって異なりますので再生資源事業者に直接お問い合わせください。)

※再生資源事業者については大阪市ホームページをご確認いただくか環境事業センター(8ページ参照)にお問い合わせください。

大阪市HP
「再生資源事業者一覧」

⑤ その他の紙



「新聞・折込チラシ」「段ボール」「紙パック」「雑誌」以外の紙は「その他の紙」でお出してください。
ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れてお出してください。

シュレッダーした紙
(別の袋に入れてお出してください)

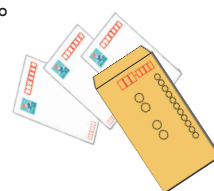
紙袋



包装紙



値札

はがき、封筒
(窓付封筒のセロハン部分は切り取って普通ごみへ)

メモ用紙



コピー用紙



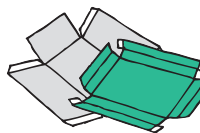
ポスター



ダイレクトメール



- ・ラップの芯
- ・トイレットペーパーの芯
- ・テープの芯

紙箱
(たたんでお出してください)

カレンダー・紙製ファイル

(留め具は取り外して、金属製のものは資源ごみへ、プラスチック製のものはプラスチック資源へ)

■ほかのごみ収集と収集日が重なっている場合は、場所を少し離してお出してください。

対象外のもの

- 対象外のは普通ごみにお出してください。
- 汚れたものは、品目に関わらず対象外となりますので普通ごみにお出してください。

② 段ボール 対象外のもの

- アルミコーティングされたもの
- ワックス加工されたもの

③ 紙パック 対象外のもの

- 内側がアルミコーティングされたもの

④ 雑誌 対象外のもの

- 紙以外の部分
- ◆雑誌の付録(DVDなど)
- ◆ビニール製や布製の表紙など

⑥ 衣類 対象外のもの

- 作業服 ●ダウンジャケット
- 革製衣類 ●綿(わた)入りのもの
- ビニール製のもの
- 衣類以外のもの(タオル・シーツ・カーテンなど)

⑤ その他の紙 対象外のもの



このマークがついていても次のものは紙としてリサイクルできないため対象外です。
普通ごみにお出してください。

- 油や食べ物の残りが付着した紙



- 紙おむつ



- ティッシュペーパー等の衛生紙



- 防水加工された紙(紙コップ、カップめん、アイスクリームやヨーグルトの容器など)

- 感熱紙(ファックス用紙、レシートなど)

- 銀紙

- 捺染紙(アイロンプリント紙など)

- 感熱発泡紙(点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙)

- においのついた紙(洗剤や線香の紙箱、石鹸の包装紙など)



- 圧着はがき

- 写真・写真プリント用紙

- カーボン紙(宅配便の複写伝票など)



古紙・衣類の持ち去り行為に関する規制について

大阪市では、古紙・衣類の取り扱いについて規定を定め、持ち去り行為等を規制しています。持ち去り行為者を目撃・発見した際には、直接声をかけることは避け、目撃・発見した場所、時間、特徴(車両ナンバー等)などを、お住まいの地域を担当する環境事業センターまでご連絡ください。

巡回パトロールや取り締まりに関する貴重な情報源となりますので、ご協力をお願いします。

本市やコミュニティ回収等で排出される上記の①～⑥までの対象品目が規制の対象になります。

※出し方のルールが守られていない場合や、対象外の品目が混ざっている場合は、啓発シールを貼り残置します。

コミュニティ回収・資源集団回収を支援します

地域で、コミュニティ回収・資源集団回収の活動に取り組まれている皆さまは、引き続きその活動へ古紙・衣類をお出ください。大阪市では、コミュニティ回収等の活動を行っている団体に対し、奨励金の支援を行っています。詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターにお問い合わせください。



大阪市HP